

「長期収載品の選定療養について」

令和 6 年度の診療報酬改定に基づき、令和 6 年 10 月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者様の希望で使用する際に、選定療養費として患者様の自己負担額が発生します。

【選定療養費の対象となる場合】

- ・ 院内処方（入院患者は除く）
- ・ 院外処方

【選定療養費の対象となる医薬品について】

- ・ 後発医薬品が発売され、5 年以上経過した先発医薬品
(準先発品含む)
- ・ 後発医薬品の置換え率が 50%以上の先発医薬品

【対象から除外されるケース】

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・ 在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品

【自己負担額について】

- ・ 長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差から 4 分の 1

※選定療養費には、消費税もかかります。

2024 年 10 月 1 日

医療法人社団ほたか会

群馬パース病院